

茅ヶ崎市議会の議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市議会基本条例（平成23年茅ヶ崎市条例第1号）第10条の規定に基づく議長及び副議長の選出に係る所信を表明する機会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所信表明の申出)

第2条 所信表明（議長又は副議長への就任を希望する議員が、議長選挙（地方自治法（昭和22年法律第67号）第103条第1項の規定による議長の選挙をいう。以下同じ。）又は副議長選挙（同項の規定による副議長の選挙をいう。以下同じ。）に先立って所信を表明することをいう。以下同じ。）をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期限までに所信表明申出書（第1号様式）により申し出なければならない。

- (1) 一般選挙後最初に行われる議長選挙又は副議長選挙に係る所信表明の場合 一般選挙後最初に招集される臨時会の第1日の前日（その日が茅ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年茅ヶ崎市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該休日前の直近の休日以外の日）の正午
- (2) 議長の辞職に伴い行われる議長選挙に係る所信表明の場合 議長の辞職後、議会運営委員会が定める日時
- (3) 副議長の辞職に伴い行われる副議長選挙に係る所信表明の場合 副議長の辞職後、議会運営委員会が定める日時

2 前項の申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

- (1) 一般選挙後最初に行われる議長選挙又は副議長選挙に係る所信表明の場合 事務局長
- (2) 議長の辞職に伴い行われる議長選挙に係る所信表明の場合 副議長
- (3) 副議長の辞職に伴い行われる副議長選挙に係る所信表明の場合 議長

(申出の撤回)

第3条 所信表明の申出を撤回しようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める期限までに所信表明申出撤回届（第2号様式）により届け出なければならない。

(1) 一般選挙後最初に行われる議長選挙又は副議長選挙に係る所信表明の場合 当該各選挙に係る所信表明会（第5条に規定する「所信表明会」をいう。）が開始されるまで

(2) 議長又は副議長の辞職に伴い行われる議長選挙又は副議長選挙に係る所信表明の場合 議会運営委員会が定める日時

2 前項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。

(1) 一般選挙後最初に行われる議長選挙に係る所信表明の場合 事務局長

(2) 一般選挙後最初に行われる副議長選挙に係る所信表明の場合 議長

(3) 議長の辞職に伴い行われる議長選挙に係る所信表明の場合 副議長

(4) 副議長の辞職に伴い行われる副議長選挙に係る所信表明の場合 議長

（申出の重複）

第4条 議長選挙に係る所信表明と副議長選挙に係る所信表明は、重複して申し出ることはいできない。

（所信表明会）

第5条 所信表明は、議長選挙又は副議長選挙の議事を行う前に、本会議の休憩中に議場で開催する所信表明会において行う。

2 所信表明会の進行は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

(1) 一般選挙後最初に行われる議長選挙に係る所信表明会の場合 年長の議員（当該所信表明会において所信表明を行う議員を除く。）

(2) 一般選挙後最初に行われる副議長選挙に係る所信表明会の場合 議長

(3) 議長の辞職に伴い行われる議長選挙に係る所信表明会の場合 副議長

(4) 副議長の辞職に伴い行われる副議長選挙に係る所信表明会の場合 議長

3 所信表明は、第2条の規定による申出をした順に行うものとする。

4 所信表明は、演壇において行うものとし、1人につき10分以内とする。

5 第2条の規定による申出をした者が所信表明の順位に当たっても議場にいないときは

、当該申出は撤回されたものとみなす。

6 何人も、所信表明会では、資料等を配布してはならない。

7 何人も、所信表明を行った議員に対して質疑をしてはならない。

8 何人も、所信表明に対して拍手その他の方法により賛否を表明してはならない。

(公開等)

第6条 所信表明会は、公開する。

2 所信表明会は、茅ヶ崎市議会会議映像配信要綱（平成17年8月31日施行）の規定の例により当該所信表明会の生映像及び録画映像を配信するものとする。

(記録)

第7条 議長は、所信表明会の終了後、当該所信表明会における発言その他の事項を記載した記録を作成し、公表するものとする。

(傍聴)

第8条 所信表明会の傍聴については、茅ヶ崎市議会傍聴規則（昭和49年茅ヶ崎市議会規則第2号）の規定の例による。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、所信表明の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月28日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

所信表明申出書

年 月 日

(宛先)

申出者氏名

このたび行われる茅ヶ崎市議会 選挙に係る所信を表明する機会において、所信表明をしたいので、茅ヶ崎市議会の議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明の実施に関する要綱第2条の規定により申し出ます。

第2号様式（第3条関係）

所信表明申出撤回届

年 月 日

(宛先)

届出者氏名

このたび行われる茅ヶ崎市議会 選挙に係る所信を表明する機会において、所信表明をすることを申し出ましたが、撤回するので、茅ヶ崎市議会の議長選挙及び議長選挙に係る所信表明の実施に関する要綱第3条の規定により届け出ます。